

令和7年度 稲敷市立沼里小学校「学校いじめ防止基本方針」

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」第2条より

2 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。本校では、次のような柱に沿って、人権尊重の精神活動を貫いた教育活動を展開し、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校全体でいじめの防止と早期発見に努める。また、いじめが発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、再発防止に取り組む。

(2) 基本姿勢

- ア 「いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得るものであること」 また「だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること」を十分に認識して指導に当たること
- イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくこと
- ウ いじめが生じた場合には、「いじめられている児童に非はない」という認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ること

II 学校の取組

1 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止サポート会議

月1回以上、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及びいじめ防止等に係る共通実践事項等についての協議を行う。

(2) いじめ防止等対策委員会

いじめ防止等に係る次のような活動を、学級担任等が抱え込まず、適切かつ迅速に行うため、次のような組織を構成し対応する。

① 構成員

校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 特別支援教育コーディネーター
養護教諭 当該学年担任 スクールカウンセラー

② 活動内容

ア いじめの早期発見に関すること（日常的な観察、アンケート調査、教育相談等を定期的に行い、早期発見、対応に努める。）

イ いじめの未然防止に関すること（教職員研修や関係機関との情報共有等を行い、未然防止に努める。）

ウ いじめ事案への対応に関すること

エ 職員研修に関すること

オ その他

2 学校経営方針に基づいたいじめの未然防止のための取組

(1) 自己有用感を育てる学級経営の充実を推進する

- ① すべての児童に居場所と役割を
- ② すべての児童に成功体験を
- ③ すべての児童に他者から認められる人の役に立つ経験を

(2) 基本的生活習慣の確立を推進する

- ① 心のこもったあいさつの奨励
- ② 早寝早起き、朝ごはんの奨励
- ③ 時間を大切にする指導の徹底

(3) 保護者や地域との連携を推進する

- ① 市担当課、学校運営協議会や民生委員など関係機関等と情報を共有し、安心して学べる環境づくりをする
- ② 市担当課をはじめとする関係機関等と情報交換共有の機会を積極的に設ける。
- ③ 学校の取組について積極的に発信する。

(4) 児童が自発的・主体的に成長発達できるよう自己指導能力を育成する

- ① 授業や様々な行事の中で、自己決定する場をより多く設定する。
- ② 授業や短学活、行事など、様々な場面を通して、共感的な人間関係を育てる。

3 いじめ防止等のための具体的な方策

(1) いじめの未然防止に関すること

学校が目指す児童像として「心豊かな子ども」を掲げ、正義感や思いやりを育む教育を組織的に推進する。

- ① 児童にとって分かりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感や成就感を味わわせ、自己有用感を育む。
- ② 常に児童に寄り添い、一人一人の心の居場所となる学年・学級経営に努める。
- ③ 家庭や地域と協力して、他者とのふれあいを通してよりよい生き方について考える体験活動を積極的に推進する。また、児童の主體的な判断力や行動力を育むため、委員会活動、あいさつ運動、縦割り班活動、児童集会等の児童活動の充実を図る。
- ④ 全教育活動を通して児童が自ら考える道德教育を推進し、人権意識や規範意識を高める。
- ⑤ 児童の豊かな表現力や合意形成能力を育てるため、教科等の指導において言語活動の充実を図る。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、道德の時間、総合的な学習の時間等において発達段階に応じた情報モラル教育（外部機関、スクールロイヤー等の活用）を推進する。
- ⑦ 自他の生命を大切にする心を育てる環境づくりを推進する。
- ⑧ 長期休業期間前に、学級指導において SOS の出し方に関する指導を徹底し、いじめを未然に防ぐ体制を作る。
- ⑨ 年1回以上、いじめ防止フォーラムを開催し、全児童がいじめをしない態度や言動の必要性を理解し、身に付けられるよう支援する。

(2) いじめの早期発見に関すること

児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日頃から丁寧に児童理解を進めるとともに、協働的な生徒指導体制を基盤として多面的な情報収集を行い、いじめの早期発見に努める。

- ① 校内研修を通して、いじめの認知について職員間に温度差が生じないよう共通理解を図る。（学期1回以上、随時）
- ② いじめ防止等対策委員会を必要に応じて開催し、気になる児童についての情報交換と対応について話し合う。
- ③ 教師による「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用した実態調査を月1回実施する。認知したいじめについては、教育委員会へ報告する。
- ④ 全児童を対象とした「生活アンケート」を毎月1回実施する。
- ⑤ 学級担任による教育相談を、少なくとも学期1回または長期休業明けに随時実

施する。

- ⑥ Q-U調査の結果から、情報共有するとともに気になる子への声かけ、配慮を心がける。
- ⑦ 養護教諭や担任外教師による積極的な教育相談を実施し、情報の共有化に努める。3日間連続して欠席している児童については、状況に応じて担任及び生徒指導主事または養護教諭が家庭訪問を行う。
- ⑧ 保護者に対し、「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」及び「24時間子供 SOS ダイアル」「子どもホットライン」「いばらき子ども SNS 相談」等の相談窓口を周知し、活用を呼びかける。

(3) いじめが起きた場合の対応に関すること

いじめが起きた場合には、全教職員が一致団結して組織的に対応し、早期解決と再発防止を図る。なお児童や保護者から申立てがあった際には、いじめを受けた児童・保護者の気持ちに寄り添いながら、迅速に対応して、学校いじめ防止対策委員会による調査、報告をする。

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに「いじめ防止等対策委員会」に報告し適切な処置をとる。
- ② いじめを把握した場合は、関係者で対応チームを組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進める。積極的にいじめの認知を進め、対応にあたる。
- ③ いじめを受けた児童には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間等の安全確保に努める。当該児童が安心して教育を受けるために必要であると認められるときは、オンライン学習や一定期間別室において学習を行わせるなど特別な措置を講ずる。また、保護者に対応策について十分に説明し、了承を得る。
- ④ いじめを行っている児童が特定できた場合は、直ちにいじめを止めさせるとともに、その再発を防止するため、いじめを行った児童への指導と、その保護者への助言を継続的に行っていく。
- ⑤ 丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、当該児童と保護者の了承が得られたら、再発防止をねらいとして集団全体への指導を行う。対応を教育委員会へ報告する。
- ⑥ いじめが解決したと思われた後も（いじめが止んでいる状態が、少なくとも、3ヶ月継続している）学校が知らないところでいじめが継続している可能性を念頭に置き、指導や助言を継続的に行っていく。
- ⑦ いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- ⑧ 児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避

けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める等の措置を速やかに講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童買春・児童ポルノ禁止法に抵触・違反する書き込み等を行った場合は、早急に稲敷市教育委員会及び稲敷警察署と連携して対処する。

⑨ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、稲敷市教育委員会及び稲敷警察署と連携して対処する。

⑩ SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）を活用し、児童及び保護者の心身のケアに努める。

4 年間指導計画（学期に1回以上教育相談を実施）

	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域の活動
4月	・いじめ防止基本方針の確認・職員共通理解 ・いじめ防止サポート会議	・学級開きにおける人間関係作り ・SOS の出し方教育 ・生活アンケート・心の健康観察	・PAT 授業参観① ・保護者会（いじめ対策基本方針の周知） ・家庭確認 ・保護者による交通安全指導
5月	・校内研修（児童対応について） ・保護者向け文書配布（GW 前） ・いじめ防止サポート会議	・縦割り班活動① ・生活アンケート・心の健康観察	・第1回学校運営協議会 ・保護者による交通安全指導
6月	・小中連携①（挨拶運動他） ・いじめ防止サポート会議	・Q-U テスト①実施 ・縦割り班活動② ・生活アンケート・心の健康観察	・保護者による交通安全指導
7月	・保護者向け文書配布（夏休み前） ・いじめ防止サポート会議 ・校長講話	・縦割り班活動③ ・非行防止教室（情報モラル・高学年） ・生活アンケート・心の健康観察	・PAT 授業参観② ・保護者会（長期休業の過ごし方） ・保護者との二者面談 ・民生委員との懇談会 ・第2回学校運営協議会 ・保護者による交通安全指導
8月	・校内研修 Q-U テスト①分析 ・夏季休業中の児童の把握 ・いじめ防止サポート会議	・オンライン学活 ・心の健康観察	・地域巡回指導
9月	・9月からの取組の確認 ・いじめ防止サポート会議	・縦割り班活動④ ・生活アンケート・心の健康観察	・保護者による交通安全指導

10 月	・いじめ防止サポート会議	・縦割り班活動⑤ ・道徳（いじめ）→学級会（いじめ防止） ・生活アンケート・心の健康観察	・運動会公開 ・第3回学校運営協議会 ・保護者による交通安全指導
11 月	・小中連携②（挨拶運動他） ・いじめ防止サポート会議 ・校長講話②	・Q-Uテスト②実施 ・縦割り班活動⑥ ・いじめ防止フォーラムの実施 ・生活アンケート・心の健康観察	・自由参観日 ・保護者による交通安全指導
12 月	・いじめ防止サポート会議 ・保護者向け文書配布（冬休み前）	・情報モラル教育（スクールロイヤー） ・縦割り班活動⑦ ・生活アンケート・心の健康観察	・保護者による交通安全指導
1 月	・校内研修 Q-U テスト②分析 ・いじめ防止サポート会議 ・学校いじめ防止基本方針検証	・縦割り班活動⑧ ・生活アンケート・心の健康観察	・新入生体験入学 ・保護者による交通安全指導
2 月	・いじめ防止サポート会議	・縦割り班活動⑨ ・生活アンケート・心の健康観察	・PAT 授業参観③ ・保護者会（長期休業の過ごし方） ・第4回学校運営協議会 ・保護者による交通安全指導
3 月	・次年度の計画立案 ・保護者向け文書配布（春休み前） ・いじめ防止サポート会議	・引き継ぎ（小中間） ・生活アンケート・心の健康観察	・本部役員会 ・保護者による交通安全指導

5 関係機関等との連携

(1) 稲敷市教育委員会との連携

① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（一定期間連続して欠席している場合、及び、保護者からの申し出があった場合）には、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生または疑いがあった場合は、稲敷市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会指導室の指導の下、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する場合には、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止を確実にしていく姿勢で取り組む。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。また、対象児童、保護者の心情を害するような対応は厳に慎む。

オ 稲敷市教育センターと連携し、学校生活への復帰及び社会的な自立を支援する。

- ② 学校の実態に応じた適切な指導及び支援を受けるため、月 1 回いじめ早期発見のためのチェックリストによる自己点検の結果を稲敷市教育委員会に報告する。

(2) 警察との連携

- ① 学校や教育委員会において、いじめを行っている児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その児童の行為が強制わいせつ、傷害、暴行、強要等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 特に、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。

(3) 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供するとともに、家庭での様子や交友関係等についての情報を収集し、指導に生かす。

(4) その他

- ① 学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、速やかに児童相談所、稲敷市子ども支援課、法務局等の関係機関に相談する。
- ② 校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や区長等地域住民等との連絡を取り合う。いじめが起こった場合は、必要に応じて協力を得ながら対応する。
- ③ 社会教育団体等、学校以外場で起きたいじめの連絡を受けた場合、当該団体の責任者と連携して対応する。
- ④ いじめに関係する児童生徒が複数の学校に及ぶ等の場合には、関係学校間で連携して対応する。

4 教職員の研修

生徒指導及びいじめの防止や早期発見等のための対策に関する職員研修を年間計画に位置付けて実施し、職員のいじめの防止等をはじめとした生徒指導力の向上を図る。

- (1) いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。
- (2) 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法についての共通理解を深める。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、最新のインターネット環境等に関する研修を行い、情報モラルへの理解を深める。

5 学校評価の実施

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に向けての取組に関すること
- (2) いじめの発生を防止するための取組に関すること